

お知らせ ⑩

不渡情報の共同利用について

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で後掲1.に掲げる情報の還元や当座取引開設や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、つぎのとおりです。

- ① 当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）
- ② 当該振出人について屋号があれば、当該屋号
- ③ 住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含みます。）
- ④ 当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 職業
- ⑦ 資本金（法人の場合に限ります。）
- ⑧ 当該手形・小切手の種類および額面金額
- ⑨ 不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別
- ⑩ 交換日（呈示日）
- ⑪ 支払金融機関（部・支店名を含みます。）
- ⑫ 持出金融機関（部・支店名を含みます。）

- ⑬ 不渡事由
- ⑭ 取引停止処分を受けた年月日

（注）上記①～③に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払金融機関に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

2. 共同利用者の範囲

- ① 電子交換所（全国銀行協会）
- ② 電子交換所の参加金融機関

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称等

一般社団法人全国銀行協会
〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号 銀行会館
（代表者氏名は、一般社団法人全国銀行協会のウェブサイト
<https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175>
をご覧ください。）

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

- ① 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ② 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③ 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。